

## みどりの食料システム戦略緊急支援事業 実施要領

### (趣旨)

第1条 熊本県におけるみどりの食料システム戦略緊急対策交付金（以下、「緊急交付金」という。）及びみどりの食料システム戦略推進交付金（以下、「推進交付金」という）の交付については、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和6年12月17日付け6環バ第265号農林水産事務次官依命通知（以下、「緊急交付金要綱」という。）、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和7年3月31日付け6環バ第311号農林水産事務次官依命通知、以下、「推進交付金要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (目的)

第2条 緊急交付金及び推進交付金により実施する事業は、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

### (事業実施計画の承認申請及び内容等の変更)

第3条 要項第3条に規定する補助事業及び各補助事業に係る事業実施計画書の様式は次のとおりとする。

- (1) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 別紙様式第1号－1、別紙様式第1号－2、別紙様式第1号－3
  - (2) 有機転換推進事業 別紙様式第2号
  - (3) グリーンな栽培体系加速化事業 別紙様式第3号
  - (4) SDGs 対応型施設園芸確立 別紙様式第4号
  - (5) バイオマスの地産地消の推進事業及び施設整備 別紙様式第5号－1、別紙様式第5号－2
  - (6) みどりの事業活動を支える体制整備の基盤確立事業及び環境負荷低減事業活動 別紙様式第6号－1、別紙様式第6号－2、別紙様式第6号－3
  - (7) 地域循環型エネルギーシステム構築の科学技術振興事業及び整備事業 別紙様式第7号－1、別紙様式第7号－2
- 2 要項第5条第1項に規定する事業実施変更計画書の様式は、前項の各号の様式を準用する。

### (補助金等の交付申請及び実績報告)

第4条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書及び要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書の様式は次のとおりとする。

- (1) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 別紙様式第8号－1及び別紙様式第8号－4
- (2) 有機転換推進事業 別紙様式第8号－1及び別紙様式第8号－4
- (3) グリーンな栽培体系加速化事業 別紙様式第8号－2及び別紙様式第8号－4
- (4) SDGs 対応型施設園芸確立 別紙様式第8号－2及び別紙様式第8号－4
- (5) バイオマスの地産地消の推進事業及び施設整備 別紙様式第8号－1又は別紙様式第8号－3、様式第8号－4
- (6) みどりの事業活動を支える体制整備の基盤確立事業及び環境負荷低減事業活動 別紙様式第8号－1又は別紙様式第8号－3、及び別紙様式第8号－4

(7) 地域循環型エネルギーシステム構築の科学技術振興事業及び整備事業  
別紙様式第8号-1又は別紙様式第8号-3、及び別紙様式第8号-4  
(補助金の変更申請書)

第5条 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書の様式は、第3条に規定する各様式を準用する。この場合においては、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換えるものとし、変更前の金額を括弧書で上段に記載するものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第6条 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手に係る承認申請書の様式は、別紙様式第9号とする。

(施行方法等の報告)

第7条 バイオマスの地産地消の施設整備、みどりの事業活動を支える体制整備の整備事業、地域循環型エネルギーシステム構築の整備事業（以下、「整備事業」という。）の契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、あらかじめ、別紙様式第10号により、その理由、選定方法等を知事に報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付し、又は随意契約によるものとする。

(入札結果報告・着工届)

第8条 市町村又は団体等（以下「補助事業者等」という。）は、整備事業において工事に着手したときは、速やかにその旨を別紙様式第11号により知事に届け出るものとし、これを以て要項第11条に掲げる工事着工報告書に代えることができる。

(しゅん工届)

第9条 補助事業者等は、整備事業において工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第12号により知事に届け出るものとし、これを以て要項第11条に掲げる工事完成報告書に代えることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等の遂行状況を報告するときは、規則第11条及び要項第12条の遂行状況報告書に状況報告明細書を添付するものとする。

2 前項に定める状況報告明細書の様式は、別紙様式第13号とする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者等は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式第14号による事業遅延届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者等は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、規則第16条及び要項第15条の補助金等概算払請求書に概算払請求明細書を添付するものとする。

2 前項に定める概算払請求明細書の様式は、別紙様式第15号とする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。